

令和 7 年 4 月 2 日

事業適応促進業務における指定金融機関の指定について

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 21 条の 26 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 2 日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第 21 条の 27 第 1 項の規定に基づき公示する。

- 1. 指定金融機関の商号又は名称
株式会社 第四北越銀行
- 2. 指定金融機関の住所
新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071-1
- 3. 事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

営業所又は事務所の名称	所在地
本店営業部	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071-1
長岡本店営業部	新潟県長岡市大手通 2-3-10
高田営業部	新潟県上越市西城町 3-7-8
東京支店	東京都中央区日本橋室町 1-6-5
大阪支店	大阪府大阪市中央区安土町 1-8-15